**東日本五木ふるさと会規約**

第１章　総則

（名称）

第1条　本会は、東日本五木ふるさと会と称する。

（目的）

第2条　本会は、会員相互の親睦を図り、あわせてふるさと五木村の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦を図る事業

（２）五木村の発展に寄与する事業

（３）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員）

第4条　五木村出身者及び五木村にゆかりのある者並びに会長の承認する者で､本会の趣

旨に賛同する者は五木村ふるさと会入会申込書（別紙様式１）により申し込むこととする。

２　会員は、次条に定める会費を納入しなければならない。

３　暴力団等、反社会的な者の入会は出来ない。

（会費）

第５条　会費は年会費及び臨時会費とする。

２　年会費は１世帯あたり１，０００円とする。

３　臨時会費は、第３条の事業に参加した会員から徴収するものとして、その額は､

　そのつど定める。

　（個人情報の保護）

　第6条　この会によって知り得た情報については、個人情報の保護に関する法律（令和５年法律第四十七号）に基づき適切に管理するものとする。

第３章　役員等

（役員）

第７条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）副会長　２名

（３）幹事　　３名以内

（４）会計監査　２名

（役員の選任）

第８条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（役員の任務）

第１０条　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは､その職務を代理する。

３　幹事は、会の運営及び調整を行う。

４　会計監査は、事務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（顧問）

第１１条　本会に、顧問を若干名置くことができる。

２　顧問は､会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する

第４章　組織

（総会）

第１２条 　総会は通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は、毎年１回会開催し、臨時総会は、会長が必要と認め

たときに開催する

３　総会の付議事項は次に掲げるとおりとする。

（１）事業計画及び予算に関すること

（２）事業報告及び決算に関すること

（３）規約の改正に関すること

（４）その他、本会に関する重要事項の決定に関すること

４　総会の議長は、会長がこれにあたる

５　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる

（事務局）

第１３条　本会の所在地及び事務局を五木村役場ダム対策課(熊本県球磨郡五木村甲

2672番地7)に置く。

２　事務局長は、五木村役場ダム対策課長をもって充てる。

３　事務局長は会長の命により、会務を担当する

第５章　会計

（収入）

第１４条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第１５条 本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

第６章　その他

（細則）

第１６条 本規約の施行に必要な細則は、総会の議決を経て会長が定める。

附　則

１　この規約は、令和５年８月１８日から施行する。